

# 村の出来事

村内の出来事、話題をお届けします

## 採りたての山菜はいかがですか？

5 | 26



占冠村の味覚を提供する「しむかつぶ村民山菜市」が道の駅で開かれました。  
 村内の山菜を使った多彩な料理や村内で採れたフキやわらびなどの山菜を観光客に提供し、会場は大いにぎわっていました。  
 天候もよく多くの観光客が足を止め山菜づくしの料理を堪能していました。

## 国道沿いを花で飾る

6 | 8



地域住民と旭川開発建設部が連携して、国道237号沿いに花を植える事業(占冠村国道花いっぱい会)が占冠地区並びに中央地区で行われました。  
 集まった約70人のボランティアの方々は、ベコニアとマリゴールドの苗、約2700株を一株ずつついでいねいに植えていました。  
 占冠村の景観美化のためごみのポイ捨てはやめましょう。

## 地域貢献事業 ありがとうございました

6月3日(月)に橋本川島コーポレーション株式会社土木部様(旭川市・川島崇則社長)により、地域貢献事業として、昨年からの引き続き占冠へき地保育所グラウンド整備作業に従事していたいただきました。

6月23日(日)の親子運動会前に整備していただき、保育所園児もきれいになったグラウンドでのびのびと運動会練習をすることができました。  
 ありがとうございました。



## 占冠ふるさと活性化推進委員会を開催しました



5月31日に、占冠ふるさと活性化推進委員会の初会合が行われました。  
 この委員会は、集落対策を総合計画上の重点施策とする村が、北海道の「集落総合対策モデル事業」を活用し、道と連携して設置したもので、今年度と来年度、2年間をかけて、村内3地区(双珠別、中央、占冠)の今後の集落対策について、方向性の検討や具体的な取組を進めるための中心となる組織です。  
 村や道のほか、関連する村内の住民や団体等の皆様が委員となっており、今年度は、集落対策の方向性の検討のほか、国の交付金を活用し、集落状況調査や伝統芸能の振興、地域資源の活用に関する取組など、集落の維持や活性化に向けた取組なども実施する予定です。  
 ※道の「集落総合対策モデル事業」は、道が策定した「北海道における集落対策の方向性」に基づき集落対策に関するモデル的な取組みを実践し、その効果の検証や、結果の発信を道内市町村に行う事業です。

平成25年6月13日開会の占冠村議会定例会で、3月28日の臨時会以降の行政の動きについて報告しましたので概要をお知らせします。



## ★第56回占冠消防定期総会ならびに消防長官表彰旗受章

4月27日に占冠コミュニティ消防センターにおいて、第56回占冠消防団定期総会並びに消防庁長官表彰旗受章式が行われました。

総会では、平成24年度の占冠消防団行事報告、会計報告及び消防団員の福利厚生会事業報告並びに収支決算報告、監査報告がありそれぞれ承認されました。また、平成25年度の占冠消防団及び消防団員福利厚生会の事業計画(案)収支予算(案)が承認され閉会しました。

その後、消防庁長官表彰旗受章式が上川総合振興局、富良野広域連合、地元関係者など、多数のご来賓が出席される中、行われました。

占冠消防団は大正15年5月に「中央消防組」として組織され、87年間にわたり村民の命と財産を守るため災害防止活動に務めてこられました。

昭和37年8月4日、台風9号が集中豪雨を伴い本道に上陸し、本村は甚大な被害を受けました。

その際、決死の覚悟で救助に向かった消防団員は、築堤上に取り残された16名をロープ1本で救出するなど、消防精神の真価を発揮し住民に深い感動を与えました。この勇猛果敢な行動は、消防団の郷土愛に燃え献身的かつ情熱的に災害に対処してきたものであり、今日の占冠消防団の礎になっております。

このような功績が讃えられ、平成23年の北海道消防表彰受章に続く消防庁長官表彰受章となりました。消防団員は元より関係各位のご苦労に敬意を表するとともに心よりお祝いを申し上げます。

## ★公募型プロポーザル「二二ウ自然活用村再生事業」

二二ウ自然活用村が占冠村に返還されたことから、平成25年5月15日「二二ウ自然活用村再生事業」に係る公募型プロポーザルを行いました。

村内から2件の応募があり提案内容を審査の結果、NPO法人工



コビレッジジシむかつぶ設立準備会を契約予定者と決定し、5月23日に契約を締結致しました。

業務の内容は、キャンプ場等の利用促進に向けた環境整備、利用者への自然体験プログラム提供と事業効果の検証、村内外への広告宣伝が主なものです。

委託期間は平成25年5月23日から平成25年10月30日まで、委託料は560万円、支払いは5回の概算払いとなっています。

## ★株式会社星野リゾート・トマムとの打合せ

5月20日、株式会社星野リゾート・トマムと村が、トマムリゾートにおける課題等について情報交換や意見交換を行いました。

主な内容は、トマムリゾートの入込等の現状、雲海テラス・リゾートの架け替えなど今後の事業予定、従業員やテナント事業者の住宅問題、ガソリンスタンドの休止等についてであります。

今後において緊急課題はその都度行い、四半期に1回程度打ち合わせや情報交換を行うこととしました。

## ★職員の懲戒

二二ウ自然活用村指定管理業務処理に関し、指定管理者に対する協議、指導が不十分であり指定管理料支払い事務に不備があったとし、4月15日に懲戒審査委員会へ職員の懲戒について諮問致しました。

5月30日付けで同委員会より具申を受けまして、業務処理に係る処分について地方公務員法第29条第1項第2号並びに職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第2条の規定により戒告1名、訓告1名とし、6月7日付けで書面にて注意を喚起する措置を講じました。

この件においては議会に大変ご迷惑をおかけし、住民の信頼を損なう結果となりました。今後このようなことが起きないよう制度の見直しや職員の指導を徹底してまいります。

